

新型コロナウイルス感染症に関する川口市の対応について

5月8日、厚生労働省はPCR検査の相談目安を見直し、これまで37.5度以上4日以上という表記を削除しました。それにもない、川口市も下記のように相談目安が変わっています。ご確認ください。

次のいずれかに該当する方はすぐにご相談ください

- ▲息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
 - ▲重症化しやすい方※で発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合
※高齢者、基礎疾患がある方、透析、免疫抑制剤・抗がん剤等用いている方。
 - ▲上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 保健所は新型コロナウイルスの検体採取を行う場所ではありません。ご相談は下記まで
川口市新型コロナウイルス感染症相談電話 048-423-6832
(月曜～土曜日 8時30分から17時15分)

上下水道料金・国民健康保険の支払い猶予のご相談

コロナ感染症に(家族も)かかった、又は事業を廃止・休止・損失等の影響を受けた方等
[上下水道料金]・・・・・・・・川口市上下水道局お客さまセンター TEL250-3871
平日8時半～19時、土・日9時～17時
[国民健康保険]・・・・・・・・川口市役所国保収納課 TEL259-7671・7673

納税が困難な方に1年間の徴収猶予「特例制度」開設

個人市民税・法人市民税・固定資産税など全ての税目に於いて、2020年2月1日から2021年1月31日までの納期限のものが対象です。対象者は

○新型コロナウイルスの影響で今年の2月以降1ヶ月以上前年同期の収入が20%以上減少している方

○一時の納付、または納入が困難である方
申請には手続きが必要です。

川口市役所納税課 TEL259-7949 まで

一律10万円給付が始まります

5月末頃から申請書類が郵送されます。

マイナンバーカードはこれから作成すると2か月ほどかかります。郵送をお待ち下さい。☆申請書類☆振込口座確認書類☆本人確認書で申請します。

なお、本市に住民票のないDV被害者の方は申請が必要です。

女性の相談窓口 TEL299-8162 まで

住居確保給付金(家賃補助を最大9カ月)

生活福祉1課自立支援係 TEL271-9397
年齢制限撤廃、アルバイトで生計を立てている学生も対象に。休業などで収入減、離職や廃業同程度の状況の方
<事業者向け>

小規模事業者等事業継続緊急支援金

(市独自で10万円支給)

産業労働政策課 TEL259-8601

小規模事業者・NPO・個人事業主など、売り上げが減少する事業者対象。
申請書・確定申告書・振込口座通帳写し・売上減少の帳簿等、簡単な書類郵送で申請可。5/15～電子申請も。

お問合せは、日本共産党川口市議会議員矢野ゆき子 090-7846-0350 まで